



## 消防相互応援協定書

宮崎県串間市長 鈴木 重格（以下「甲」という。）と鹿児島県志布志市長 本田 修一（以下「乙」という。）とは、消防の相互の応援に関し、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条に基づき、次の条項により協定を締結する。

### （目的）

第 1 条 この協定は、近年における各種災害の様相が複雑多用かつ大型化の傾向にあることにかんがみ、これら災害の予防、鎮圧に万全を期するため、甲乙相互間の消防力を活用し、不測の事態に対処することを目的とする。

### （応援の種別と方法）

第 2 条 応援の種別と方法は、次のとおりとする。

- (1) 火災防御のため、火災発生地の長の要請に基づき出動する応援。
- (2) その他の災害に対し、災害発生地の長の要請に基づき出動する応援。
- 2 前項の応援については、甲乙双方の区域内の消防、警備上に支障のない範囲において、応援隊を派遣するものとする。この場合において、甲及び乙の長が火災若しくは災害の規模に応じて応援隊の増強が必要と認めたときは、隨時に増強することができる。
- 3 火災又はその他の災害の発生が県境に接する地域周辺部におけるものであるときは、甲又は乙は、第 1 項の規定にかかわらず、発生地の長の応援要請を待たずに出動することができるものとする。この場合、応援側は、受援側に直ちに連絡するものとする。

### （応援要請の手続き）

第 3 条 応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにし、とりあえず電話等によって要請し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の場所、種別、規模又は被害の状況。
- (2) 応援を要する人員、車両及び機器材の種別と数量。

(3) 応援隊の受領（誘導員配置）場所。

(4) その他必要な事項。

2 受援側は、応援を要請したときは、必要に応じて応援隊の受領場所に誘導員を待機させ、応援隊の誘導に勤めるものとする。

(応援隊の指揮)

第4条 応援隊の指揮は次のとおりとする。

(1) 指揮者は、受援地の消防団長等とする。

(2) 指揮は、応援隊の長に対して行うものとする。ただし、緊急を要し、応援隊の長に達し難いときは、直接隊員に指揮することができる。

(報 告)

第5条 応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び応援隊の活動状況等を現地指揮者に報告するものとする。

(経費負担)

第6条 応援に要した経費は、次に掲げる方法によって処理するものとする。

(1) 応援隊の消耗品、機械、器具の小破損及び燃料等消耗に要した経費は応援側の負担とする。ただし、機械、器具の小破損以外の現地調達については、受援側の負担とする。

(2) 応援隊の諸手当及び被服の損料等は、応援側の負担とする。ただし、災害の規模によって鎮圧し難く、引き続き2日以上の出動を要したときの諸手当については、甲乙の協議によって決定する。

(3) 応援隊の食糧供給及び化学消化薬剤の使用については、受援側の負担とする。

(4) 応援側の機械、器具の重大な破損に要する経費については、甲乙協議の上決定する。

(損害補償)

第7条 応援に際し、発生した応援隊員の公務災害補償及び第三者への損害負

担は、次のとおりとする。

- (1) 応援隊の消防団員（以下「団員」という。）の公務災害補償法による給付事務等については応援側で対処する。
- (2) 応援隊の団員の公務災害補償法の規定による給付以外の給付については、応援側の法令を適用し、受援側がこれを負担する。ただし、法令にない給付については、甲乙協議の上決定する。
- (3) 応援隊が出動中に惹起した第三者に対する人畜の死傷及び建造物、その他の物件の損害の賠償については、甲乙協議の上決定する。ただし、この場合において、第三者に与えた損害が交通事故の場合は、自動車損害賠償責任保険の範囲内においては、応援側がこれを対処する。

（疑義の決定等）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、それぞれ1通を保有する

平成19年4月1日

甲 住 所 宮崎県串間市大字西方5550番地

氏 名 串間市長 鈴木重格



乙 住 所 鹿児島県志布志市有明町野井倉1756番地

氏 名 志布志市長 本田修一

